

平成21年第4回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成21年12月22日(火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(20名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 1番 | 千代田区 | 桜井ただし |
| 3番 | 港区 | 島田幸雄 |
| 4番 | 新宿区 | 深沢としさだ |
| 5番 | 文京区 | 武澤房吉 |
| 6番 | 台東区 | 鈴木茂 |
| 7番 | 北区 | 平田雅夫 |
| 8番 | 荒川区 | 茂木弘 |
| 9番 | 品川区 | 本多健信 |
| 10番 | 目黒区 | 今井れい子 |
| 12番 | 世田谷区 | 川上和彦 |
| 13番 | 渋谷区 | 松岡定俊 |
| 15番 | 杉並区 | 富本卓 |
| 16番 | 豊島区 | 本橋弘隆 |
| 17番 | 板橋区 | 川口雅敏 |
| 18番 | 練馬区 | 本橋正寿 |
| 19番 | 墨田区 | 坂下修 |
| 20番 | 江東区 | 堀川幸志 |
| 21番 | 足立区 | 鴨下稔 |
| 22番 | 葛飾区 | 舟坂ちかお |
| 23番 | 江戸川区 | 須賀精二 |

4 欠席議員(3名)

- | | | |
|-----|-----|------|
| 2番 | 中央区 | 石島秀起 |
| 11番 | 大田区 | 永井敬臣 |
| 14番 | 中野区 | 伊藤正信 |

5 出席説明員

- | | |
|------|------|
| 管理者 | 多田正見 |
| 副管理者 | 田中大輔 |

副管理者	佐藤良美
監査委員	木内悠紀夫
総務部長	澤田泰博
調整担当部長	本間敏幸
総務部参事(企画室長事務取扱)	小林正自郎
施設管理部長	大室郁夫
処理技術担当部長	柳井薫
施設建設部長	浅川勝男
計画推進担当部長	井上隆
総務課長	市川恭一
総務部副参事(事業調整担当)	坂田泰紀
総務部副参事(経営改革担当)	内田健一郎
職員課長	松本秀男
財政課長	川根隆
契約管財課長	中尾正巳
施設管理部管理課長	山田裕彦
技術課長	横山庸子
施設課長	亀尾徹
発電計画担当課長	大塚好夫
施設建設部管理課長	森康一
推進担当課長	中村浩平

6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	蓼沼三郎
書記	依田昭夫
同	千葉優子

7 議事日程

日程第 1	議案第 27号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 29号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 3	議案第 30号	専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 28 号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 5 平成 21 年陳情第 4 号 練馬清掃工場環境アセスメントのやり直しを求める陳情

8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第 3 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第 4 議案第 28 号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 5 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後 2 時 3 5 分）

○島田幸雄議長 開会に先立ち、東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、お手元に「異動者名簿」をお配りしてありますので、名簿の配付をもって報告とさせていただきます。

ただいまから、平成 21 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、異動のありました議員の議席を、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

なお、同議員の常任委員の選任については委員会条例第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、お手元に配付の名簿のとおり指定いたしましたのでご報告いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第 112 条の規定に基づき、6 番、鈴木茂議員、7 番、平田雅夫議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本日 12 月 22 日から 12 月 25 日までの 4 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認め、会期は本日 12 月 22 日から 12 月 25 日までの 4 日間と決定いたしました。

ここで、多田管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

多田管理者。

○多田正見管理者 管理者の多田でございます。平成 21 年第 4 回定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、お忙しい中をご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本組合の運営につきまして、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚く感謝を申し上げます。

本日、定例会に提出いたします案件は、条例1件、契約1件、報告承認2件でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○島田幸雄議長 管理者のあいさつが終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

○鈴木基行事務局長 ご報告申し上げます。

1、平成21年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について

2、議案の送付について

3、議事説明員について

以上の3件につきましてはお手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席の届がありました議員は3名です。

以上でございます。

○島田幸雄議長 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

○鈴木基行事務局長 ご報告いたします。

お手元に、平成21年8月から10月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、配付をもってご報告とさせていただきます。

○島田幸雄議長 これより日程に入ります。本日の日程は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第3までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 1 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

○島田幸雄議長 提案理由の説明を求めます。

澤田総務部長。

○澤田泰博総務部長 議案第27号の東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号及び第30号の2件の専決処分の承認を求めることにつきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第27号の東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、各特別区職員との均衡を図るため給料表等を改正するものでございます。

議案第29号は東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例にかかわる専決処分の報告承認でございます。条例改正の内容は、各特別区の副区長との均衡を図るため、平成21年12月に支給した期末手当の支給月数を改正したものでございます。

続きまして、議案30号は東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例にかかわる専決処分の報告承認でございます。条例改正の内容は、各特別区職員との均衡を図るため、一般職員の12月に支給した勤勉手当の支給月数を改正したものでございます。

議案第29号及び第30号につきましては、基準日の12月1日までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断いたしまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月30日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○島田幸雄議長 以上で提案理由の説明は終わりました。これらの案について発言の通告がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 4 議案第28号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

○島田幸雄議長 提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○澤田泰博総務部長 議案第28号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第28号は東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。

件名は新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。工事の内容は、焼却炉本体などの定期補修工事及び同工事にあわせて行います焼却炉バーナー改修等の整備工事でございます。契約金額は6億5,614万5,000円。契約の方法は随意契約。契約の相手方は兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ。取締役社長、手島 肇。代理人、東京都中央区日本橋一丁目2番5号、株式会社タクマ東京支社、執行役員支社長、沼田謙悟でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○**島田幸雄議長** 以上で提案理由の説明は終わりました。本件について発言の通告がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 5 平成21年陳情第4号 練馬清掃工場環境アセスメントのやり直しを求める陳情

○**島田幸雄議長** 本件につきましては総務・事業委員会の陳情審査報告書が提出されております。その内容はお手元に配付してありますとおりであります。

これより、総務・事業副委員長から報告をお願いいたします。

○**本多健信総務・事業副委員長** 総務・事業委員会に審査を付託されました平成21年陳情第4号、練馬清掃工場環境アセスメントのやり直しを求める陳情について、審査結果の報告をいたします。

本陳情の内容は、練馬清掃工場建て替え計画の環境影響評価について、評価対象・方法・結果など、いずれの面からも極めて不十分なものであり、環境影響評価のやり直しを行うよう、東京二十三区清掃一部事務組合議会として、当組合並びに東京都に働きかけることを求めるものです。

当委員会は、9月29日の第3回定例会において本陳情審査の付託を受け、閉会中の10月19日に審査を行いました。陳情審査にあたり、管理者側から10月1日に都知事から環境影響評価審議会答申を踏まえた都知事の見解である環境影響評価書案審査意見書を受領したとの報告がありま

した。

また、管理者側から本陳情に対して、次のような参考意見がありました。

陳情では、水質汚濁に関する練馬区長の申出を清掃一組が拒んだとしている点です。これについて、汚水はすべて汚水処理設備で処理した後、公共下水道へ放流するため地下水汚染は生じないことから、追加の測定も不要であるとの見解を都に提出するとともに、練馬区にも説明し、理解を得ているとのこと。

次に、雨水中のダイオキシン類濃度が環境基準を大幅に上回るとの指摘ではありますが、昨年度に自主的に練馬清掃工場での雨水中のダイオキシン類の調査を行い、その結果は、1リットルあたり6.8ピコグラムの値であったこと、規制値である下水排除基準は10ピコグラムであり、それを下回る値であり、環境基準は排水を規制するための規制値とは異なるものであること。

次に、一般廃棄物処理基本計画の改定作業との兼ね合いの指摘ではありますが、改定計画では、ごみ量の推計量が減少したことから、このごみ量に対して清掃工場全体で必要な焼却能力や余力を確保した上で、耐用年数や整備期間とともに地域バランスを考慮し、現行の施設整備計画を見直し、焼却能力を絞ることにしていること。見直しに当たっては、湾岸沿いの区域に大きな余力がある一方で、その他の区域にはほとんど余力がないことから、区の収集運搬の効率性や負担の公平も踏まえて、湾岸沿いの区域の一部清掃工場の整備計画変更や焼却炉の休止で、全体の能力を絞る必要があることから、練馬清掃工場の建替えは必要と考えていることなど、見解が示されました。

質疑・質問を通して、委員からは環境保全のために練馬清掃工場に限らず、工場の日常的な管理の徹底と、情報の公開について、十分に組みんでもらいたいとの意見がありました。

また、既に提出されている東京都の審査意見書について、陳情にある項目を含め、予測・評価はおおむね技術指針に適合したものであるという、第三者による専門的な判断を重く受け止めるべきとの意見がありました。

質疑・質問を終了し、採決に入りましたところ、平成21年陳情第4号は、全員一致をもって不採択すべきものと決定いたしました。

これもちまして、当委員会に審査を付託されました陳情についての報

告を終わります。

○島田幸雄議長 本多総務・事業副委員長の報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 質疑なしと認め、質疑は終わります。

これより採決いたします。

平成21年陳情第4号は、委員会報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認めます。よって、平成21年陳情第4号は委員会報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

この際、総務・事業委員会、財務委員会に付託した案件の審査のため、暫時休憩といたします。

休 憩（午後2時48分）

再 開（午後3時02分）

○島田幸雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に総務・事業委員会、財務委員会に付託した議案審査が終了しました。

なお、運営委員会の委員長の互選が行われ、報告がありましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○鈴木基行事務局長 運営委員長、22番、舟坂ちかお議員でございます。

○島田幸雄議長 舟坂ちかお委員長から、一言ごあいさつをお願いいたします。

○舟坂ちかお運営委員長 こんにちは。葛飾の舟坂ちかおでございます。

何といたっても若輩者でございます。一層のご指導をよろしく願いいたします。

○島田幸雄議長 以上で、運営委員長のあいさつは終わりました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程第1号のとおり、議案第27号その他の4件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認め、議案第27号その他の4件を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第3までは一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第 3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

○島田幸雄議長 本案につきましては総務・事業委員会の審査報告書が議長に提出されました。その内容はお手元に配付してあるとおりであります。

これより、総務・事業副委員長から報告をお願いいたします。

○本多健信総務・事業副委員長 総務・事業委員会に付託されました議案第27号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第30号、専決処分の承認を求めることについての3件について、委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第27号は平成21年特別区人事委員会勧告を踏まえ、各特別区と同様に給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数等の改正を行うものです。

次に、議案第29号ですが、各特別区の副区長との均衡を図るため、平成21年12月に支給する常勤副管理者の期末手当の支給月数の引き下げを行ったものです。

次に、議案第30号ですが、平成21年特別区人事委員会勧告を踏まえ、各特別区と同様に一般職員の勤勉手当の支給月数の引き下げを行ったものです。

議案第29号、議案第30号は、いずれも基準日が12月1日となっていたため、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月30日に専決処分したものです。

以上のとおり報告され、審査いたしました結果、議案第27号、議案第

29号及び第30号は、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○島田幸雄議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決をいたします。議案第27号、議案第29号及び議案第30号の採決を行います。これらの3議案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第29号及び議案第30号の3議案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第4 議案第28号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

○島田幸雄議長 本案につきましては、財務委員会の審査報告書が議長に提出されました。その内容は、お手元に配付したとおりであります。

これより財務委員長から報告をお願いいたします。

○武澤房吉財務委員長 財務委員会に付託されました議案第28号、新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてに対する審査結果について、報告をいたします。

本案は、当該清掃工場施設にある諸設備の機能を適正に維持し、安全で安定した稼働を確保するために毎年定期的にプラント設備を停止して、点検や補修及び整備工事を実施するもので、併せて労働安全衛生法等で義務づけられている法定検査も行うものです。

なお、この工事費の積算にあたっては、工事内容を十分に精査し、清掃一組の積算基準や、東京都及び国の積算基準等を適切に使用して、積算単価を算出しているとのことです。

以上のとおり提案され、審査の結果、議案第28号は賛成全員により、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、当委員会の審査結果についての報告を終わります。

○島田幸雄議長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 質疑なしと認め、質疑は終わります。

これより議案第28号の採決を行います。

本議案は財務委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は財務委員会の報告のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 5 運営委員会の閉会中の継続調査について

○島田幸雄議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今定例会の日程は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○島田幸雄議長 ご異議なしと認めます。

今定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

ここで、多田管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

多田管理者。

○多田正見管理者 第4回定例会の閉会にあたりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。本定例会に提出いたしました議案につきまして、ご審議の上、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。本日の議決に基づきまして、適正に執行してまいる所存でございます。

今後とも、何卒よろしくご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

○島田幸雄議長 管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成21年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 (午後3時10分)

会議録署名議員

議 長 島 田 幸 雄

議 員 鈴 木 茂

議 員 平 田 雅 夫